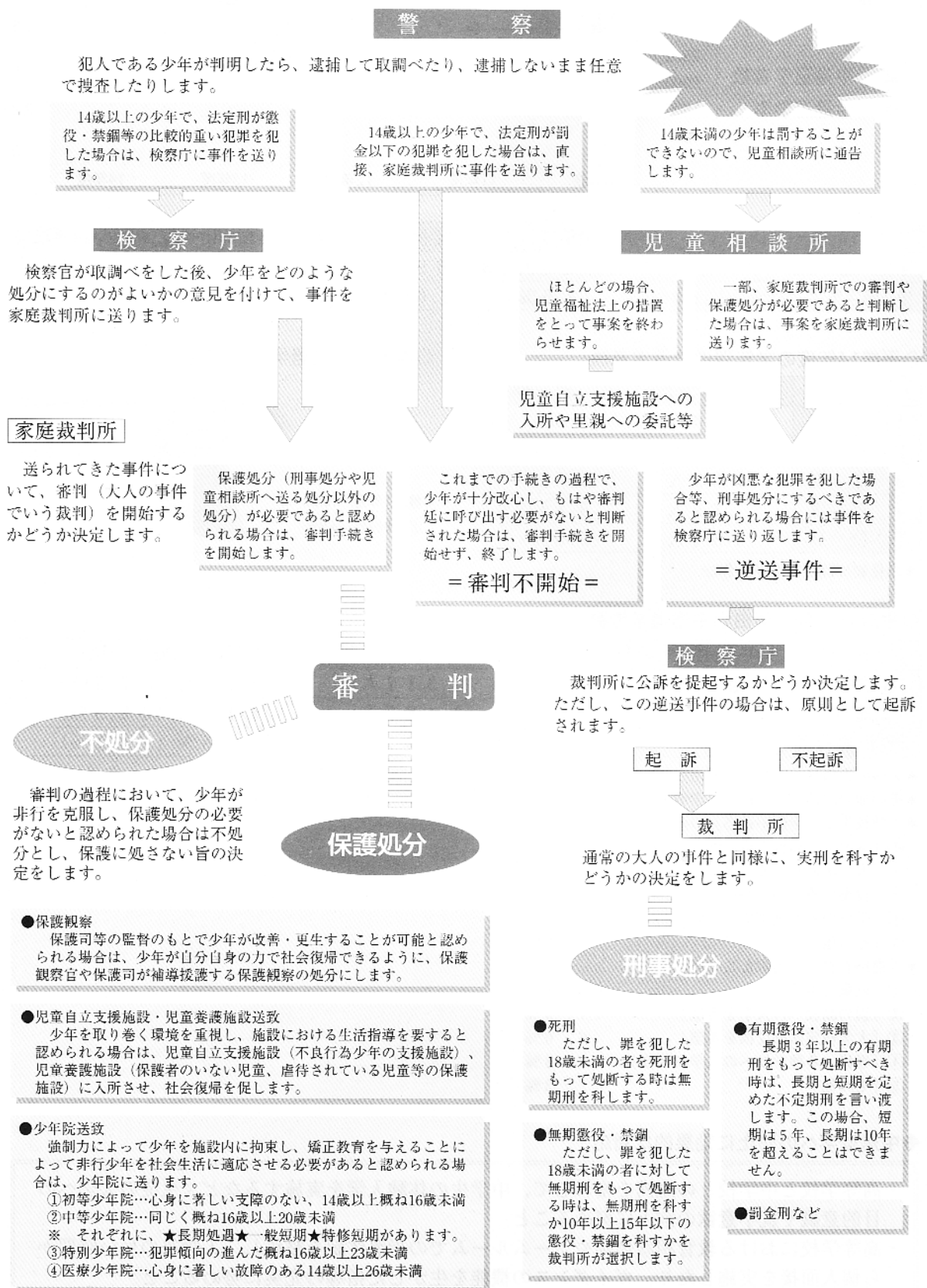


2 少年事件の手続き等

(1) 少年事件の手続きの流れ



(2) 少年事件に関する語句の説明

犯 罪 少 年

罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。

触 法 少 年

刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいいます。

ぐ は ん 虞 犯 少 年

保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の理由があり、その性格又は環境に照らして将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする恐れのある少年をいいます。

児 童 相 談 所

児童福祉法に基づいた児童福祉のための専門機関で、児童(18歳未満)に関する専門的な相談、判定及び、児童の施設入所など要保護児童の措置権を行使する行政機関です。

本道では、9 か所【道立8(中央、旭川、函館、帯広、釧路、室蘭、岩見沢、北見)札幌市1】に設置されています。

少 年 鑑 別 所

主として家庭裁判所から観護措置(非行事実の認定に関して証人尋問、鑑定、検証を必要とする場合)の決定によって送致された少年を最高8週間収容し、専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。

本道では、4 か所【札幌、函館、旭川、釧路】に設置されています。

家 庭 裁 判 所

「家庭の平和を維持し、少年の健全な育成を図る」という理念の下、昭和24年に設けられた裁判所で、夫婦関係や親子関係の紛争など家事事件について調停や審判をし、少年事件について審判を行うほか、少年の福祉を害する成人の刑事事件について裁判をします。

家庭裁判所調査官

少年事件は、少年自身の性格や行状の問題だけでなく、その背景に少年を取り巻く家庭環境や社会環境など様々な要因が複雑に絡み合っていることが多いため、事件の的確な理解と解決のために、心理学、社会学、教育学、法律学等の知識を有する「家庭裁判所調査官」が置かれ、裁判官を助けて問題の解決に当たっています。

保 護 処 分

少年法第1条に「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」と規定されており、少年の健全な育成を目的とする教育的処分です。

保護処分には、「保護観察」、「児童自立支援施設又は児童養護施設送致」及び「少年院送致」があります。

保 護 観 察

非行性がそれほど進んではないものの、普段の生活態度や友達との関係などでいろいろ問題を抱えている少年に対して行われる処分で、家庭や職場での生活を続けさせたまま、保護観察所に指導監督を委ねるものです。

保護観察になると、保護観察官の指導の下、少年が月に数回、保護司を訪ね生活の状況等を報告したり、保護司が少年の家庭や職場を訪問したりします。

児童自立支援施設

児童福祉法に基づいた児童福祉施設で、不良行為を行い、又は行う恐れのある児童と生活指導や学習指導等を行う必要のある児童に対して、幅広く児童の態様に応じた指導を行い、その自立を支援します。

本道では、3 か所【北広島、七飯、遠軽】に設置されています。

少 年 院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適応の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的とした矯正教育を行う施設です。

本道では、4 か所【帯広、千歳(男子)、(女子)、月形】に設置されています。

少 年 刑 務 所

犯罪の重要性から刑事処分相当とされた少年は、検察庁に逆送され、刑事裁判にかけられます。ここで、懲役刑や禁固刑が確定した少年を収容するのが少年刑務所で、16歳以上20歳未満を収容します。

本道では、函館に設置されています。